要素	定義	評価事項	達成度	評価結果(概要)
ニーズ適合性	社会の様々な主体に広く有効に活用され得る情報基盤として、利用者のニーズを可能な限り満たした統計が作成されていること。 (注)利用者とは、国、地方公共団体、研究者、エコ/ミスト等に加え、広く一般利用者を想定	統計作成の必要性はあるか。	А	本調査は、サービス産業の生産・雇用等の状況を月次で概括的に把握する唯一の統計調査であり、その結果は、四半期別GDP速報(QE)の供給側出荷額推計に利用されているほか、国や地方公共団体における産業政策や中小企業政策、大学や研究機関などの研究、企業における市場動向把握や経営戦略など、政府や民間企業など幅広く利活用されている。また、内閣府と打合せを行ったり、研究会を開催するなどして利用者ニーズを把握する措置を講じ、四半期別GDP速報に必要な事項を集計に反映していることなどから、ニーズ適合性は満たしていると判断
		利用者のニーズを把握するための措置を 講じているか。	А	
		(措置を講じている場合) 把握したニーズを適切に反映してい	А	
		調査事項、調査周期等の設定に合理性はあるか。	А	
		社会経済情勢の変化等に応じた見直しを行っているか。	А	
確	社会の様々な主体に広く有効に活用され得る情報基盤として、作成された統計が社会経済の実態を可能な限り正しく表していること。	統計調査の設計は、統計理論等に基づき、適切か。	А	本調査は、平成26年経済センサス-基礎調査を母集団として、抽出率の逆数を乗じて復元推定するなど、標本理論に基づいて設計している。また、民間委託の郵送調査として実施しているが、督促状の発出や電話督促などにより回収率向上に努めていることから、正確性は満たしていると判断
		統計調査の実施が正確かつ適切に行われているか。	А	
		使用している統計基準や用語の定義は適 当か。	А	
		調査系統の設定は適切か。	А	
適時性	作成された統計が利用者の ニーズ・作成目的に応じて適 時に公表(提供)されているこ と。	公表予定期日は、統計の目的に照らして 適当か。	А	本調査は、速報として可能な限り早期(調査実施月の翌々月下旬)に公表を行っている。また、毎月の公表予定期日どおりに公表を行っていることから、適時性は満たしていると判断
		公表予定期日等ができる限り早期に公表 されているか。	А	
		公表が公表予定期日よりも遅れている場合、その遅れはやむを得ないものか。	_	
釈可		対象母集団、標本設計(抽出方法、抽出率)、結果数値の推計方法、調査事項、 調査の実施方法等の説明が行われているか。	А	本調査の利用に当たっての必要な情報(調査方法、利用上の注意や調査に関するQ&A等)は可能な限り統計局ホームページに掲載している。また、利活用例の把握に努めていることから、解釈可能性・明確性は満たしていると判断
		使用している統計基準が統計法に基づく 統計基準や国際的な基準等と異なる場 合、その違いの説明が行われているか。		
		作成した統計について、メタデータ、統計 利用上の留意点等の説明が行われてい るか。	А	
		作成した統計表から明らかになる事項又 は利活用例を示し、利用可能性を周知し ているか。	А	
	統計作成過程及び統計作成 機関が利用者から信頼される よう、統計の作成方法が、専 門的な見地から決定され、公	標本設計(抽出方法、抽出率)、結果数値 の推計方法、調査実施方法を公表してい るか。	А	統計作成方法の検討の際の有識者を交えた会議資料など、統計の利用に当たっての必要な情報については可能な限り統計局ホームページに掲載している。また、調査実施時や集計時における結果公表前の秘密保護措置を講じる必要がある情報については、調査関係者以外は閲覧できないよう厳重に管理していることから、信頼性は満たしていると判断
信		統計作成の方法や情報源等の重要な変更を行う場合、検討過程を公表しているか。	А	
頼		公表期日前に統計データを知り得る者、 秘密保持のために講じている措置の内容 を公表しているか。	А	
性	表されること、及び適切な秘密保護措置が講じられること。	調査実施時及び集計時の秘密保護措置 は適当か。	А	
		調査票情報の管理は適切に行われているか。	А	
		統計の中立性は確保されているか。	А	
整 合 性	うに、統計に用いられる概念、	使用している統計基準が、統計法に基づ く統計基準や国際的な基準等と異なる場 合、その違いは妥当か。	_	本調査は、日本標準産業分類を用いており、統計法に基づく統計基準に整合した統計を作成している。また、最新の母集団への変更や調査の見直しに伴い調査結果に断層が生じたが、データにリンク係数を乗じた調整値の算出を行うなどの措置を講じていることから、整合性・比較可能性は満たしていると判断
・比較可能性		統計の方法や情報源等の変更を行う場合、変更内容は妥当か。	А	
		過去の結果との断層がある場合は、その 理由が妥当か。	А	
アク	基本的な情報を含め、作成された統計が、利用者のニーズに応じた形で容易に入手・利	公表時期と利用者への周知時期(e-Stat 等への掲載時期)にタイムラグがないか。	А	本調査の結果は、公表と同時にe-Statに掲載し、利用者の照会窓口も統計局ホームページに明記している。また、オンサイト利用データ及び磁気媒体提供による利用も可能としていることから、アクセス可能性は満たしていると判断
		アクセス可能な情報の一覧が公開されているか。	А	
		利用者の照会窓口を設置しているか。	А	
		二次的利用の推進を図っているか。	А	
		同じ情報を得るために効率性を十分に検 討した上で、より適切な方法により統計を 作成しているか。	А	本調査の調査事項は、調査の目的を達成するために必要最小限の項目に絞るとともに、一部の調査客体については、他調査の調査票情報の提供を受けるなど、報告者負担に配慮して設定している。また、調査の実務を民間事業者に委託し、オンライン調査の導入も行っており、統計作成事務の効率化・合理化を図っていることから、効率性は満たしていると判断
		他の調査票情報や行政記録情報の活用 を図っているか。	А	
		被調査者の負担に配慮しているか。	А	

- [凡例]

  ・「A」 当該評価事項の要件をほぼ満たしている。
  ・「B」 当該評価事項の要件の大半を満たしている。
  ・「C」 当該評価事項の要件の一部を満たしている。
  ・「D」 当該評価事項の要件を満たしていない。
  ・「-」 当該評価事項の対象とはならない。